

上下水道工事共通仕様書（水道編）（令和6年5月版） 主な改定概要

《第2編 水道編》

	改定箇所	概要
第1章 総則 第1節 一般事項	1-1-11 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者	・「「監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付け国総建第317号)」」→「「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付け国不建第457）」」へ修正
	1-1-33 週休2日の対応	・「週休2日の対応については、上下水道工事共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-30週休2日の対応の規定によるものとする。」を追記
	1-1-39 衛生管理	・「「水道法第21条」（昭和32年法律第36号）」→「「水道法第21条」（令和5年5月法律第36号）」へ修正
	1-1-54 石綿使用の有無	・「石綿使用の有無については、上下水道工事共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則1-1-50石綿の有無の規定によるものとする。」を追記
	1-1-56 ワンデーレスポンス	・削除
第1章 総則 第4節 石綿セメント管	1-4-1 水道用石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項	・「石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）」→「「石綿障害予防規則（令和5年8月厚生労働省令第105号）」」へ修正
第1章 総則 第5節 購入材料	2-5-6 材料の規格等 2.	・「JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材）」を追記
第3章 一般施工 第1節 適用	3-3-6 工事用道路工	・「3-10-2 工事用道路」→「3-10-2 工事用道路工」へ修正
第3章 一般施工 第4節 アスファルト舗装工事	3-4-4 加熱アスファルト安定処理 5.	・「（出荷時）」を追記
	3-4-4 加熱アスファルト安定処理 12.	・「ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。」→「ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場

		合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。」へ修正
第3章 一般施工 第5節 コンクリート舗装工事	3-5-4 加熱アスファルト安定処理 9.	・「(出荷時)」を追記
	3-5-4 加熱アスファルト安定処理 16.	・「ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。」→「混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。」へ修正
第4章 管布設工事 第2節 適用すべき諸基準	4-2-1 指針及び基準類	・「環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について(昭和46年12月)」→「環境省 水質汚濁に係わる環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)」 ・「熊本市上下水道局 給水装置工事設計施工基準(令和3年4月)」→「熊本市上下水道局 給水装置工事設計施工基準(令和5年5月)」
第4章 管布設工事	4-6-2 配管に従事する技能者・技能者	・「()及び塗装工)」を削除
第6節 管布設一般	4-6-18 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆工・ポリエチレン管用浸透防止スリーブ被覆工 2.(6)	・「第2条」→「4.(2)」
第4章 管布設工事 第7節 ダクタイル鋳鉄管の接合	4-7-1 一般事項 6.	・「日報と同時に)」を削除
	4-7-2 K形、NS形、GX形ダクタイル鋳鉄管の接合 1. (9)	・「日報と同時に)」を削除
第5章 構造物築造工事 第2節 伸縮継手工・止水板設置工	5-2-2 止水板(コンクリート内継ぎ目等) 2.	・「エキスパンションジョイント部」→「エキスパンションジョイント部」へ修正

第5章 構造物築造工事 第3節 防水工	5-3-5 シーリング防水工	・「バクアップ」→「バックアップ」へ修正
水道用資機材製品仕様書	水道配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防護（防止）スリーブ	・「水道配水用ポリエチレン管用浸透防護スリーブ」に係る項目を追記
建設工事公衆災害防止対策要綱 [土木工事編]（令和元年9月）（抜粋）	第3章交通対策 第17（道路標識等）	・「道路標識、区間線及び道路標示に関する命令（昭和35年3月総理府・建設省令第3号）及び道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省道発第372号）」→「道路標識、区間線及び道路標示に関する命令（令和5年3月内閣府・国土交通省令第3号）及び道路工事現場における標示施設等の設置基準（国道利第37号国道国防第205号平成18年3月）」へ修正
	第10章 建設副産物の処理 第75（建設副産物の処理）	・「建設副産物適正処理推進要綱（平成5年度建設省経建発第3号）」→「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）」へ修正

○改定箇所一覧

《第2編 水道編》

第1章 総則

第1節 一般事項

- ・ 1-1-11 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者
- ・ 1-1-33 週休2日の対応
- ・ 1-1-34 工事関係者に対する措置請求
- ・ 1-1-35 工事中の安全確保
- ・ 1-1-36 爆発及び火災の防止
- ・ 1-1-37 後片付け
- ・ 1-1-38 事故報告書
- ・ 1-1-39 衛生管理
- ・ 1-1-40 環境対策
- ・ 1-1-41 文化財の保護
- ・ 1-1-42 交通安全管理
- ・ 1-1-43 施設管理
- ・ 1-1-44 諸法令の遵守
- ・ 1-1-45 官公庁等への手続等
- ・ 1-1-46 施工時期及び施工時間の変更
- ・ 1-1-47 工事測量
- ・ 1-1-48 提出書類
- ・ 1-1-49 不可抗力による損害
- ・ 1-1-50 特許権等
- ・ 1-1-51 個人情報の保護
- ・ 1-1-52 保険の付保及び事故の補償
- ・ 1-1-53 臨機の措置
- ・ 1-1-54 石綿使用の有無
- ・ 1-1-55 創意工夫
- ・ 1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合における受注者の措置義務
- ・ 1-1-57 暴力団排除条例の遵守

第4節 石綿セメント管

- ・ 1-4-1 水道用石綿セメント管（アスベスト）撤去等に伴う注意事項

第2章 材料

第5節 購入材料

- ・ 2-5-6 材料の規格等

第3章 一般施工

第3節 仮設工

- ・ 3 - 3 - 6 工事用道路工

第4節 アスファルト舗装工事

- ・ 3 - 4 - 4 加熱アスファルト安定処理

第5節 コンクリート舗装工事

- ・ 3 - 5 - 4 加熱アスファルト安定処理
- ・ 3 - 5 - 13 転圧コンクリート

第6節 その他の舗装工

- ・ 3 - 6 - 2 ブロック舗装工

第4章 管布設工事

第2節 適用すべき諸基準

- ・ 4 - 2 - 1 指針及び基準類

第6節 管布設一般

- ・ 4 - 6 - 18 鉄管防食用ポリエチレンスリーブ被覆工・ポリエチレン管用浸透防止スリーブ被覆工

第5章 構造物築造工事

第3節 防水工

- ・ 5 - 3 - 5 シーリング防水工

水道用資機材製品仕様書

水道配水用ポリエチレン管用溶剤浸透防護（防止）スリーブ

参 考 資 料

提出書類一覧表

建設工事公衆災害防止対策要綱 [土木工事編] (令和元年9月)

第1章 総 則

第17 (道路標識等)

第10章 建設副産物の処理

第75 (建設副産物の処理)